

○ 法務省
財務省 令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の六第九項（同法第七十五条において準用する場合を含む。）、第六十九条の第十項（同法第七十五条において準用する場合を含む。）、第六十九条の十五第九項（同法第六十九条の十六第五項において準用する場合を含む。）及び第六十九条の第二十第十項並びに関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十二条の八第四項（同令第六十二条の十五及び第六十五条において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二十二第四項（同令第六十二条の二十五及び第六十二条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣 山下 貴司

財務大臣 麻生 太郎

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成六年
法務省
大蔵省 令第五号）

の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第十五までの
(備考) 中「~~ロキハニニニニ~~」を「~~ロキハニニニニ~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。